



来年1月から新相続税がスタート

遺言書の種類

自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	本人自らが全文、日付、氏名を 自書して作成	公証役場で2人以上の証人の 立ち会いのもと、公証人が作成
費用	特になし	公証人にに対する報酬が数万円から 10万円程度は必要 ※遺言内容によって変化する
必要なもの	用紙、筆記用具、印鑑	戸籍、住民票、預貯金の通帳の写し、 固定資産評価証明など ※遺言内容によって変化する
保管場所	自由	原本は公証役場、正本と謄本は本人 の手元に保管
メリット	・自分で簡単に作成できる ・費用がかからない ・外部にもらえない	・紛失や偽造の危険がない ・内容に不備がほとんど出ず ・無効になりにくい ・法的効力が強い ・相続のときに検認が必要
デメリット	・内容が明確でない、不備がある ・などで無効になる可能性も ・検認の手続きが必要	・財産の価額をもとに、 公証人手数料がかかる ・書き直ししついで

たし
次に評議滅対策。一般的なのが土地に賃貸マンションやアパートを建て人に貸すこと。建物や土地の評価額を引き下げる効果がある。3番目の納税対策は相続税をきちんと納めるための対策が発生して10ヶ月以内に原則で納税しなければならない。事前に対策を取つておかないと残された家族が最も困ることになる。

生前贈与も相続対策に有効だ。贈与税にも基礎控除があり、1人当たり

教育資金の一括贈与の非課税特別は、30歳未満の直系卑属子孫のみに学校の入学金や教育費などを一括して贈与する場合で、1500万円までの非課税になる。生命保険の非課税枠（500万円×法定相続人の数）なども活用したい。全ての贈与には100万円の基礎控除額を加えることができ。

相続対策として大事なのが分割・評価減・納税の3つの対策である。分割対策などの財産を誰がどれだけ受け取るかを事前に決めておくこと。財産額の多少ではなく、家族でいわゆる「争続」にならないための対策だ。

その心配を一番軽減できるのは遺言書。不動産が多い人や事業用の財産や同族会社の株式がある人は子どもがない人々は遺言書書いておくことは必須だ。遺言書には「自筆証書遺言書」と「公正証書遺言」の2種類があり、それぞれに特徴がある。できれば公証役場に原本が保管される安心な公正証書遺言にし

年間1~10万円までの贈与なら課税となる。生前贈与で大切なのは贈与の手続きを誰がどれだけを誰に贈るかを明確にするため贈与契約書を作つておるもの。次によく利用されるのが配偶者控除という特例で、20年以上連れ添った夫婦に対し、住宅資金等あるいは車両などの居住用不動産を贈与するときも、原則的に0万円まで非課税になる(一告げ回)。他に20歳以上の子や孫に住宅取得等資金を贈与する場合に適用される特例がある。省エネ・耐震性の高い優良

遺言書は「争続」回避に有効
教育資金など一括贈与も可能

三輪厚二税理士事務所 所長・三輪厚二氏に聞く



酬などのがいくらなのか分からず、二の足を踏む人も多いです。そこで当事務所では報酬率を明確にしています。申告料はお受けしています。メールで税務情報等発信したり、相続税の申告報酬の割引などのサービスも実施しています。相談では的確なアドバイスができるよう、資産内容や親族がいる場合、専門家によるアドバイスを受けることができます。

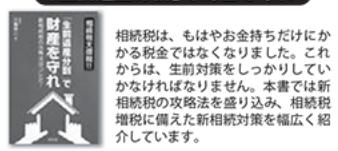
積み上げ式報酬体系の採用で安心感
生前贈与を活用し、上手な相続対策を

また相続に関するセミナー、勉強会などに招待させていただけ
き、相続への理解を深めてもらう機会にしていただければと幸

くなめであります。家
産を巡ってトラブルにな
相続人にとってこれほど
ことはありません。

三輪厚二所長の著書の紹介

「生前遺産分割」で財産を守れ



じられるかもしません。相続は配偶者が相続する財産の額や、規模などによっては、専門的な知識と経験が必要です。納税においても正確なアドバイスがないと多額の財産を失う可能性もあり、報酬などが明確になっている税理士を選ぶことが重要です。

無料相談のSPクラブ

2015年1月から相続税の基礎控除額が現行の6割に引き下げられ、また自分では関係ないと思っていた人も相続税納税者になる可能性があります。特に大阪市内や阪神間など、路線網の高いエリアに自宅を不動産を有している人は注意が必要です。いざという時のために今から相続対策を進めましょう。

とはいっても、税に関する知識や情報を持っていないのが一般的。そこで税務に詳しい税理士などの専門家に相談してみようと考えるので

同システムでは、不動産の数が比較的少ない、現金や有価証券といった金融資産などの比率が高い方は、報酬が割合式の料金をいたたいています。料金は系も分かりやすく、料金も20円（税別）からと低価格でので、問い合わせも多いですね。

また無料相談の枠組み「SPLクラブ」を作りました。入会料も年会費も不要で、登録して続いた方には、相続の相談

生前遺産分割を積み重ねて、
今回の税制改正では、
の負担増の一方向で、贈与税
甘い規定になっています。
は高齢者の個人資産を若
に早く移させ、消費を促進
て日本経済活性化につな
うとう狙いがあるから
その意味で今後の相続
して有効なのが、生前贈与
極的に活用することができます。
増える財産よりも多くの
子や孫に贈与することで、
負担の軽減の視点からも

十一

日本経済新聞

平成 26 年 3 月 24 日（月）に掲載されました。